

令和 7 年 11 月 13 日

宮代町議会議長 様

議 席 番 号 5 番

宮代町議会議員 野原 洋子

## 一般質問における図・表等の使用等について（依頼）

下記のとおり、一般質問を行う際に図・表等を使用したいので申請します。

## 記

- 1 使用方法 ( 閲覧 ・ 配布 )
- 2 サイズ等 ( A 4 ・ A 3 ・ その他 ( ) )  
( 白黒 ・ カラー )  
( 片面 ・ 両面 )  
( 2 枚 )
- 3 図・表 別紙のとおり

|       |          |
|-------|----------|
| 議運審査日 | 令和 年 月 日 |
| 審査結果  | 可 ・ 不可   |
| 備 考   |          |

## パートナーシップ制度

双方又はいずれか一方が性的マイノリティーのカップルが、自治体にパートナーシップの宣誓をするもので、近年は性的少数者がより暮らしやすい社会の実現をめざして多くの自治体で導入が進んでいる。

各自治体の条例に基づく制度で、例えば同性同士でもパートナーだと自治体が認めれば、証明書や登録証が交付され、法律婚カップルが受けている行政サービスと同様のサービスが利用可能になる場合もある。

同性カップルに限らず、異性カップルも利用できたり、家族を対象としたファミリーシップ制度を導入している自治体もある。

# パートナーシップ制度導入の経緯

## 令和5年10月に導入した大村市

令和5年8月に全協で議会説明

- ・令和4年1月「大村市男女共同参画懇話会」より性的少数者が住みやすい社会をと市長提言
- ・市民意識調査の結果約67%が性的少数者が暮らしやすい社会を作る取組が必要と回答
- ・市内のLGBTQ支援団体からパートナーシップ制度導入を求める要望書提出

## 令和8年度導入予定の長崎県

令和7年6月議員一般質問に対し知事が表明

- ・令和6年6月「性の多様性に関するアンケート調査」委託先：LGBT支援団体
- ・令和6年長崎県人権施策の在り方に関する検討委員会設置
- ・令和7年、同検討委員会よりパートナーシップ制度導入が必要との意見まとめが出される

夫(未届)その後

# 大村市で起きた住民票「夫(未届)」

令和6年4月

市の地域おこし協力隊としてM氏が活動を開始。応募の理由は大村市がパートナーシップ制度を導入していたため。

5月2日

LGBTQ当事者がパートナーシップ制度を利用しているカップルであることを理由に住民票へ事実婚と同様の「夫(未届)」の記載を求める。市が了承しこれを交付。(全国初)

7月3日

「全国的に例のないような事務処理を行うに当たっての意思決定手続きに関する取扱いを早急に整理するとともに、住民票記載に関する取決めるを早急に整理するよう求める決議」取下げ

9月27日

「住民票の正確かつ統一的な記載を求める決議」

否決

今回の市の判断は他市にも影響を及ぼした。

しかし、通常「夫(未届)」は事実婚カップルに記載されるものであり、事実婚の場合各種社会保障制度の利用が認められている。市長はあくまで記載を行っただけという説明に終始した。